

2026（R8）年税制改正（法人税）その1

2026（R8）年の法人税に係る税制改正では、大規模な設備投資、AI・先端ロボット等の戦略技術領域の研究開発税制や、中堅・大企業向けの賃上げ税制の改正等が目立ち、中小企業に影響を与える税制改正は少ない状況でした。中小企業に係る税制改正のうち、今回は少額減価償却資産の特例に係る改正について紹介します。

少額減価償却資産の特例に係る改正

「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」（少額資産の特例）の改正

項目	改正前	改正後
取得価額	30万円未満	40万円未満
償却方法	全額損金算入	同左
限度額	合計300万円まで	同左
対象となる中小事業者	従業員数500名以下	従業員数400名以下
適用期限	2026（R8）年3月31日	2029（R11）年3月31日

少額減価償却資産の特例の制度は、対象となる中小事業者が、一定の資産を取得等して事業の用に供した場合に、損金経理を要件として、その事業年度に取得価額を損金算入できる制度。対象となる資産として器具備品や機械装置などの有形資産だけでなく、ソフトウェア、特許権、商標権などの無形資産も含まれ、中古資産も対象となります。ただし、本業以外の貸付けの用に供されるものは適用できません。

改正適用時の注意点

改正となる取得価額の引上げ（30万円→40万円）の適用は施行日（2026（R8）年4月1日）以降となります。3月決算会社は特段の影響はない（なかった）ですが、それ以外の決算月の会社では資産取得日に注意する必要があります。

・2026（R8）年3月31日までに取得した資産：30万円未満が対象

・2026（R8）年4月1日以降に取得した資産：40万円未満が対象

資産の取得日によって適用される金額基準が変わるため、3/31前後の取得日の確認が重要になります。

取得価額の改正がある他の制度

少額減価償却資産の取得価額の改正と併せて、中小企業に係る下記制度でも対象設備の最低額が「30万円以上」から「40万円以上」に改正されているため、適用のある事業者は留意してください。

対象制度	影響項目
中小企業経営強化税制	工具、器具備品:40万円以上
中小企業投資促進税制	測定工具及び検査工具: 1台 40万円以上かつ合計 120万円以上
中小企業防災・減災促進税制	工具、器具備品:40万円以上



の予定

9/10

・8月分源泉所得税
・住民税の特別徴収税額納付期限

9/30

・7月決算法人の確定申告
・1,4,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告



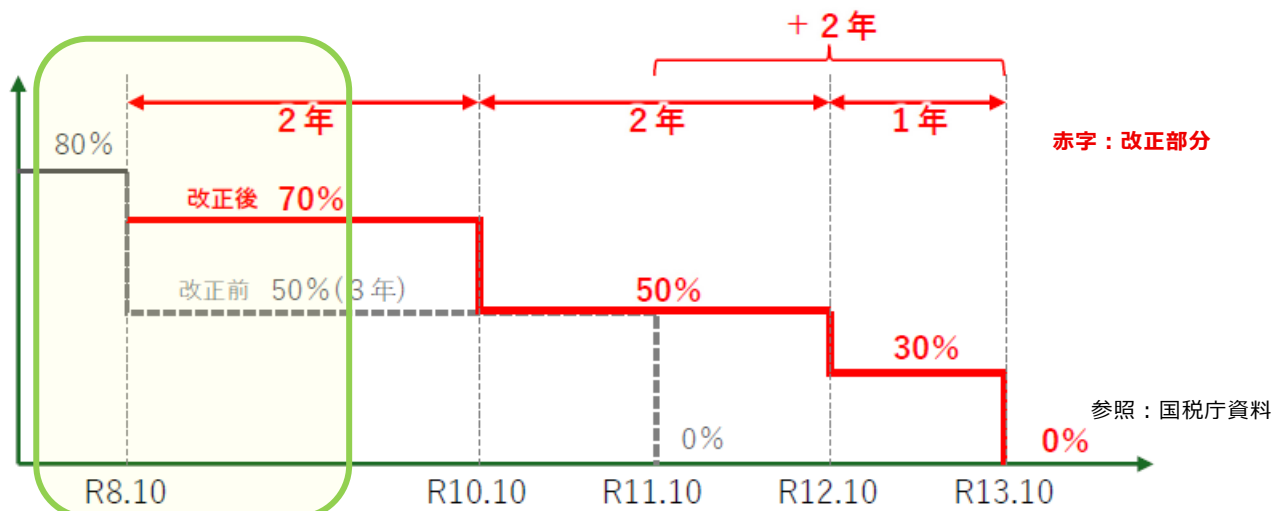
2026（R8）年税制改正（消費税・再掲載）

2026 (R8) 年度の税制改正で消費税の改正があり、2026 (R8) 年 10 月 1 日より「インボイス登録事業以外 (以下: 免税事業者等) からの課税仕入れの控除割合が変更になります。

2026(R8)年4月のNo348号のお知らせで紹介していますが、内容追加して再度紹介いたします。

免税事業者等からの課税仕入れの仕入税額控除割合の見直し

免税事業者など適格請求書(インボイス)発行事業者以外からの課税仕入れについては、段階的に縮減する一定割合を控除できる経過措置について、適用期限を2年延長し、控除可能割合が見直されました。



改正前は、控除割合が 80%と 50%の 2 段階で、適用期限が 2029(R11)年 9 月末までであったものが、改正後は 80%・70%・50%・30%と 4 段階になり、経過措置期間が 2031(R13)年 9 月まで延長。

また、1つの免税事業者等からの課税仕入れの合計額(税込)がその事業年度で1億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて控除不可(改正前:10億円)

2026(R8)年 10 月 1 日から免税事業者等からの課税仕入れは「70%控除」

2026(R8)年10月1日から2028(R10)年9月30日の2年間は免税事業者等からの課税仕入れについて消費税額の「70%」を控除(2026(R8)年9月30日までは「80%」控除)。

特に留意すべき事項

今年の 9 月～10 月の免税事業者等からの取引に適用する消費税の控除割合（「80%」or「70%」）

適用する控除割合の判断の基準

財・サービスを消費した日(主に納品日)または、サービスの提供が完了した日

※「請求書日付」「支払日」では判断できません

適用する控除割合の例

・一般的な購入取引であれば、購入日（納品日）で判定

- ・今年 9 月中の購入(納品) : 80%控除
- ・今年 10 月 1 日以降の購入(納品) : 70%控除



・短期前払費用の特例適用した場合

「短期前払費用の特例」を適用して、今年 10 月 1 日以降のサービスを含む 1 年分を、今年 9 月中に全額
前払いしてその事業年度の費用処理とした場合： **80%控除**

・一方、通常の期間対応処理等を行い、サービス提供完了月に毎月費用処理を行った場合

- 今年 9 月分の費用処理 : 80%控除
今年 10 月分以降の費用処理 : 70%控除

会計ソフト等で仕訳処理する際に、その仕訳(取引)に適用する消費税の(控除割合)に留意ください。